

新型コロナウイルス感染症発生時における業務継続計画

(障害福祉サービス類型：通所)

法人名	一般社団法人さんらいず	種別	児童発達支援 放課後等デイサービス
代表者	木下 美佐子	管理者	神藤 正
所在地	宮城県亘理郡山元町高瀬字 合戦原113-37	電話番号	0223-23-0873

新型コロナウイルス感染症発生時における業務計画

第Ⅰ章 総則

1. 目的

本計画は、新型コロナウイルス感染症の感染者（感染疑いを含む）が施設内で発生した場合においても、サービス提供を継続するために当施設の実施すべき事項を定めるとともに、平時から円滑に実行できるよう準備すべき事項を定める。

2. 基本方針

本計画に関する基本方針を以下のとおりとする。

①利用者の安全確保	利用者の重症リスクが高く、集団感染が発生した場合、深刻な被害を生じるおそれがあることに留意して感染拡大防止に努める。
②サービスの継続	利用者の健康・身体・生命を守る機能を維持する。
③職員の安全確保	職員の生命や生活を維持しつつ、感染拡大防止に努める。

3. 主管部門

本計画の主管部門は、理事会とする。

第Ⅱ章 平時からの備え

対応主体の決定、計画メンテナンス・周知と感染疑い事例発生の緊急対応を見据えた事前準備を、下記の体制で実施する。

1. 対応主体

施設長の統括のもと、関係部門が一丸となって対応する。

2. 対応事項

対応事項は以下のとおり

項目	対応事項	関係様式
(1) 体制構築・整備	全体を統括する責任者・代行者を選定 ☐ 体制整備 責任者：木下 美佐子 代行者：神藤 正 ☐ 意思決定者・担当者の決定 ・意思決定者は、施設長とする。 ・各部門担当者は常勤職員を配置する。 ☐ 役割分担	様式 1
(2) 情報の共有・連携	☐ 情報共有範囲の確認 ・さんらいず内・当事者関係先事業所・町保健福祉課 ☐ 報告ルールの確認 ・担当者がまとめて施設長に報告する ☐ 報告リストの作成・更新 ・作成後に変更・追加があれば適時行う	様式 2

(3) 感染防止に向けた取組の実施	必要な情報収集と感染防止に向けた取組の実施 ☐ 最新情報（感染状況、政府や自治体の動向等）の収集 ・メディアを中心とした対応 ☐ 基本的な感染症対策の徹底 ・マニュアルに沿った対応 ☐ 利用者・職員の体調管理 ・検温と咳の有無等を中心に行っていく。 ☐ 事業者内出入り者の記録管理 ・入室する際に検温し記録する。	様式 3 様式 8
(4) 防護具・消毒液等 備蓄品の確保	☐ 保管先・在庫量の確認、備蓄 ・手指の消毒用アルコールの在庫確認を徹底していく。 ・除菌シートの在庫管理を徹底していく。 ☐ 委託業者の確保 ・必要があれば対応していく。	様式 6
(5) 職員対応 (事前調整)	☐ 職員の確保 ・出勤が可能な職員のリスト化。 ☐ 相談窓口の設置 ・対策本部を窓口として対応する。	
(6) 業務調整	☐ 運営基準との整合性確認 ・国・県が示したガイドライン等に沿って対応していく ☐ 業務内容の調整 ・研修を行っていく。	様式 7
	☐ B C P の共有 ・研修を行うと共に協力体制を構築する。 ☐ B C P の内容に関する研修 ・研修を行うと共に理解を深める。 ☐ B C P の内容に沿った訓練 ・有事に迅速な対応が行えるような訓練を行っていく。	

(8) BCPの 検証・見直し	☐ 課題の確認 ・随時精査していく。 ☐ 定期的な見直し ・随時精査を行い、見直しを図る。	
-----------------------	--	--

第Ⅲ章 初動対応

感染症疑い者が発生した際の初動対応について、迅速な対応ができるように準備しておく。

1. 対応主体

以下の役割を担う者が各担当業務を遂行する。

役割	担当者	代行者
全体統括	神藤 正	保志 綾子
医療機関、受診、保健所等への連絡	神藤 正	保志 綾子
利用者家族等への情報提供	保志 綾子	阿部 美穂
感染拡大防止対策に関する統括	神藤 正	保志 綾子

2. 対応事項

対応事項は以下のとおり

項目	対応事項	関係様式
(1) 第一報	☐ 管理者へ報告 ・随時連携を図る。 ☐ 地域で身近な医療機関、受診、保健所へ連絡 ・随時連携を図る。 ☐ 事業所内の情報共有 ・随時連携を図る。 ☐ 指定権者への報告 ・随時連携を図る。 ☐ 相談支援事業所への報告 ・随時連携を図る。 ☐ 家族への連絡 ・随時連携を図る。	様式2

(2) 感染症疑い者 への対応	【利用児】 ☐ サービス休止 ・解熱後翌々日からの利用可能 ☐ 医療機関受診 ・発熱時には医療機関への受診を行う。	
(3) 消毒・清掃 等の実施	☐ 場所（居室・共用スペース等）、方法の確認 ・消毒を徹底して行う。	

第Ⅳ章 休業の検討

感染者発生時、濃厚接触者発生時まで、休業を検討する指標を明確にしておく。

1. 対応主体

以下の役割を担う者を構成メンバーとする対策本部を構成し、業務を遂行する。

役割	担当者	代行者
全体統括	神藤 正	保志 綾子
関係者への情報共有	神藤 正	保志 綾子
再開基準検討	神藤 正	保志 綾子

2. 対応事項

休業の検討における対応事項は以下のとおり

対応事項	関係様式
☐ 宮城県・塩釜保健所等と調整 ・塩釜保健所に確認を行う。	
☐ 相談支援事業所との連絡調整 ・随時連携を図る。	
☐ 利用者・家族への説明 ・随時連携を図る。	
☐ 再開基準の明確化 ・国のガイドラインの基準に沿う。	

第Ⅴ章 感染拡大防止体制の確立

感染疑い者の検査対応中に、以下の感染拡大防止体制を確立を迅速に対応することができるように準備しておく。

1. 対応主体

いかの役割を担う者を構成メンバーとする対策本部を構成し、業務を遂行する。

役割	担当者	代行者
全体統括	神藤 正	保志 綾子
関係者への情報共有	神藤 正	保志 綾子
感染拡大防止対策に関する統括	神藤 正	保志 綾子
勤務体制・労働状況	神藤 正	保志 綾子
情報発信	神藤 正	保志 綾子

2. 対応事項

感染拡大防止体制の確立における対応事項は以下のとおり

項目	対応事項	関係様式
(1) 保健所との連携	☐ 濃厚接触者の特定への協力 ・ 随時連携を図る。 ☐ 換算対策の指示を仰ぐ ・ 対策本部の指示に従って行動する。	様式 4
	【利用者】 ☐ 自宅待機 ・ 国・県の定めたガイドライン等に従う。 ☐ 相談支援事業所との調整 ・ 随時連携を図る。 【職員】 ☐ 自宅待機 ・ 国・県の定めたガイドライン等に従う。	
(3) 防護具・消毒液等の確保	☐ 在庫量・必要量の確認 ・ 担当者が適時行う ☐ 調査先・調達方法の確認 ・ 随時連携を図る。	様式 6 様式 2
(4) 情報共有	☐ 事業所内での情報共有 ・ 状況に合わせて行っていく。 ☐ 利用者・家族との情報共有 ・ 事案ごとに適切に行っていく。 ☐ 自治体（指定権者・保健所）との情報共有 ・ 事案ごとに適切に行っていく。 ☐ 関係機関等との情報共有 ・ 事案ごとに適切に行っていく。	様式 2

(5) 過重労働 メンタルヘルス 対応	☐ 労務管理 ・適切な管理が行えるように努力するとともに、指定権者や保健福祉課に相談を行い、適切な人員配置を可能な限り行っていく。 ☐ 長時間労働対応 ・7時間を超える労働にはならないか、休憩の回数を増やすなどの対策を行う。 ☐ コミュニケーション ・職員の孤立化や孤独感を持たないような対応をしていく。	
(6) 情報発信	☐ 関係機関・地域・マスコミ等への説明・公表・取材対応 ・その都度対応をしていく。	

<更新履歴>

更新日	更新内容

<添付（様式）ツール>

※「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」

別添Excelシート

N O	様式名
様式 1	推進体制の構成メンバー
様式 2	事業所外連絡リスト
様式 3	職員・利用者 体温・体調チェックリスト
様式 4	感染（疑い）者・濃厚接触（疑い）者管理リスト
様式 5	（部署ごと）職員緊急連絡網
様式 6	備蓄品リスト
様式 7	業務分類（優先業務の選定）
様式 8	来所立ち入り時体温チェックリスト

（参考）新型コロナウイルス感染症に関する情報入手先

○厚生労働省「新型コロナウイルス感染症について」：

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

○厚生労働省「障害福祉サービス等事業所における新型コロナウイルス感染症への対応等について」：

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00097.html

○令和2年7月3日付事務連絡

障害支援施設における新型コロナウイルス感染症発生に備えた対応等について

<https://www.mhlw.go.jp/content/000646842.pdf>

○令和2年5月28日付事務連絡

「障害者支援施設における新型コロナウイルス感染症発生時の具体的な対応について（令和2年5月4日付事務

Q & A（グループホーム関係）について

<https://www.mhlw.go.jp/content/000634929.pdf>

○令和2年5月28日付事務連絡

「障害者支援施設における新型コロナウイルス感染症発生時の具体的な対応について（令和2年5月4日付事務

Q & A（障害児入所施設関係）について

<https://www.mhlw.go.jp/content/000634931.pdf>

○令和2年10月15日付事務連絡

社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）（一部改正）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000683520.pdf>

○障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアルについて

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html

○（各施設で必要なものを記載）